

## 第1回 耐震改修促進計画改定検討会

日時：平成27年6月22日（月）15:00～17:00

場所：兵庫県庁第2号館11階A会議室

### 【 次第 】

- 1 開会
- 2 耐震改修促進計画改定検討会について
- 3 議事
  - 住宅・建築物の耐震化に係る現状報告
    - ・ 耐震化率の推移
    - ・ 耐震改修促進計画の概要
    - ・ 兵庫県の取組み
    - ・ 耐震化を取り巻く状況の変化
  - 住宅・建築物の耐震化の促進に向けた意見交換
- 4 閉会

---

### （配付資料）

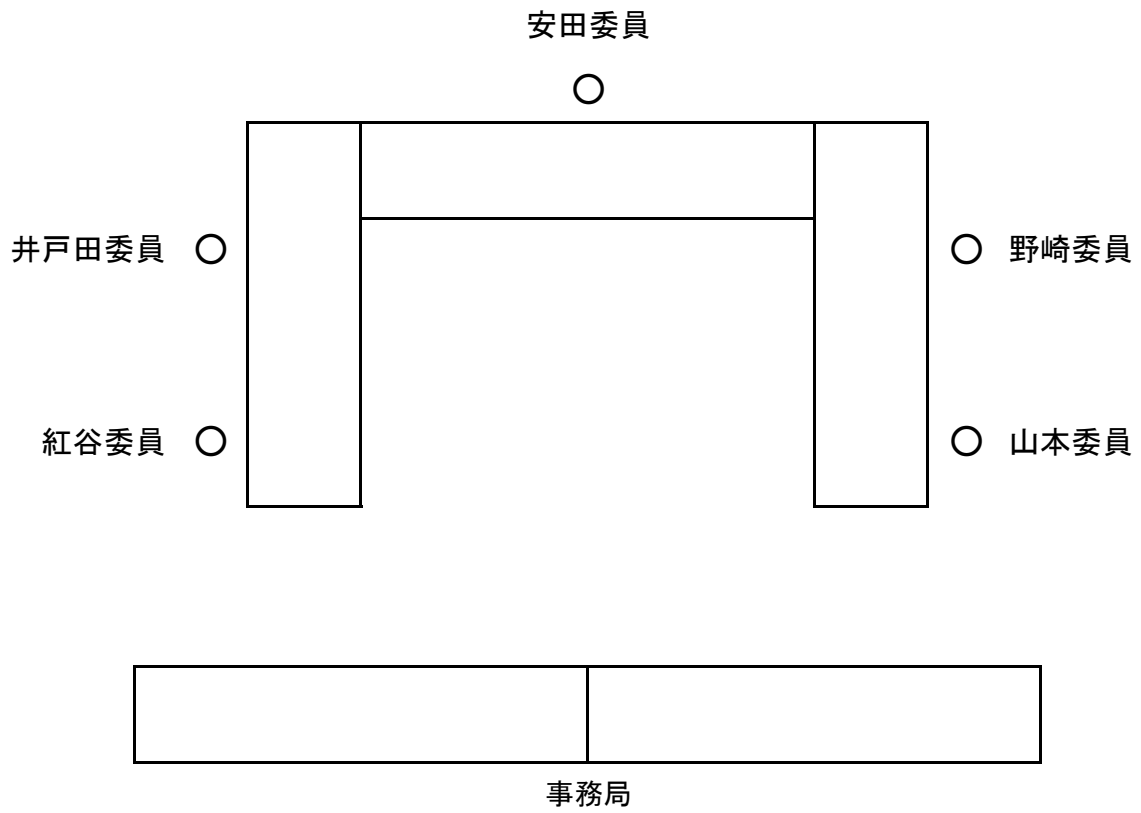
次第・配席図

資料1－1 耐震改修促進計画改定検討会について

資料1－2 検討会規程

資料2 住宅・建築物の耐震化に係る現状

○第1回 耐震改修促進計画改定検討会 配席図



## 耐震改修促進計画改定検討会について

## (1) 設置の趣旨

阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、住宅や建築物の耐震化を進めるため、平成 19 年 3 月に策定した「兵庫県耐震改修促進計画」は平成 27 年度末に終期を迎えるが、今後発生が予想される南海トラフ地震等の被害から県民の安全を守るために、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、本計画を改定する。

改定に当たっては、専門的立場からの意見を反映させるため、学識経験者等で構成される「耐震改修促進計画改定検討会」を設置する。

## (2) メンバー

氏名（敬称略）	概要
やすだちゆうさく 安田 丑作	神戸大学名誉教授・開発審査会会長・住宅審議会副会長 等 住宅政策・建築計画・都市計画に関して長年研究を実施し、県や市町の様々な委員を歴任。今年度は全国建築審査会長の会長として、建築基準法の的確な運用に尽力
いどたひでき 井戸田 秀樹	名古屋工業大学教授・名古屋市耐震判定委員会委員 建築構造、住宅の耐震化が専門。簡易な耐震改修工法に関する技術的な検証を行い、その成果は兵庫県の「簡易耐震改修工事」の技術的裏付けともなっており、全国の自治体における耐震化施策にも精通
べにやしゅうへい 紅谷 昇平	神戸大学特命准教授（専門：都市防災） 元人と防災未来センター研究員、元三和総研(株)研究員 都市の防災・減災対策を専門とし、都市計画、不動産開発、災害復興や復興における国際協力など多彩な分野での研究を実施
のざきるみ 野崎 瑠美	(株) 遊空間工房取締役・景観審議会委員 住宅や福祉施設の設計、ユニバーサルデザインが専門。景観審議会等県の様々な委員を歴任
やまもとこういちろう 山本 康一郎	兵庫県建築士事務所協会会長・(株) 山本設計代表取締役 一級建築士として、設計事務所を運営する傍ら、建築士事務所協会の会長として業界の発展に尽力

### (3) 検討内容

改定する耐震改修促進計画の内容全般にわたり検討を行うが、主な内容は以下のとおり。

#### ① 計画の目標

- ・住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

#### ② 計画を達成するための取組・施策

- ・住宅の耐震化
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化
- ・避難路沿道建築物、防災拠点建築物の指定

※普及啓発、関係機関の連携その他の事項を含む

### (4) 検討会の進め方

時期	実施・検討事項
6/22【第1回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅・建築物の耐震化に係る現状報告<ul style="list-style-type: none"><li>・現計画及びそれに基づく取組みの検証</li><li>・住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況の変化</li></ul></li><li>・耐震改修促進に係る意見交換</li></ul>
7月【第2回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅・建築物の耐震化に係る課題</li><li>・骨子案</li></ul>
8月【第3回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・中間報告案</li></ul>
9～11月 <内部協議・市町意見照会等>	
12月【第4回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメント案</li></ul>
1月 <パブリックコメント>	
2月【第5回検討会】	<ul style="list-style-type: none"><li>・最終案</li></ul>

## 耐震改修促進計画改定検討会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、平成27年度末に終期を迎える「兵庫県耐震改修促進計画」(以下「計画」という。)の改定に向けた検討を進めるための「耐震改修促進計画改定検討会」(以下「検討会」という。)に関して必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 検討会の委員は、計画の改定に当たり、専門的な知識を有する者、関係のある民間団体の中から別表に掲げる委員で構成する。

## (所掌事務)

第3条 検討会は、計画の改定に関する事項について検討する。

## (組織)

第4条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

## (会議)

第5条 検討会は、会長が召集する。ただし、会長が互選される前に召集する検討会は、兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長が召集する。

- 2 検討会は、当該委員が出席できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該委員が指定する代理の者の出席を認め、委員の書面での意見等により出席に代えることができる。
- 3 検討会は、その検討のため必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求め、又は、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (書面による検討会)

第6条 検討会は、その検討事項について急施を要する場合や、特に必要と認めるときは、書面により検討会を開催することができる。

## (謝金)

第7条 委員が、検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第2項又は第3項の規定に基づき、代理人若しくは委員以外の者が検討会に出席したとき、出席に代えて委員が書面で意見を述べたとき又は委員以外の者に意見を求めたときは、

代理人、委員以外の者、又は出席に代えて書面で意見を述べた委員に対して、委員と同額の謝金を支給することができる。

- 3 前条の規定に基づき、書面による検討会を開催した場合には、当該委員に対し、第1項と同額の謝金を支給することができる。

(旅費)

第8条 委員が、検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給することができる。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
- 3 第5条第2項又は第3項の規定に基づき、代理人又は委員以外の者が検討会に出席したときは、代理人又は委員以外の者に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人又は委員以外の者の格付けは、委員と同様とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課に置く。

(補則)

第10条 この規程に定めるほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は、平成27年5月25日から適用する。

## 別表

耐震改修促進計画改定検討会委員名簿

氏名	役職	分野
安田 丑作	神戸大学名誉教授	住宅政策・建築計画
井戸田 秀樹	名古屋工業大学教授	建築構造・耐震リフォーム
紅谷 昇平	神戸大学特命准教授	都市防災・リスクマネジメント
野崎 瑠美	(株)遊空間工房取締役	住生活・ユニバーサルデザイン
山本 康一郎	兵庫県建築士事務所協会会長	建築設計実務

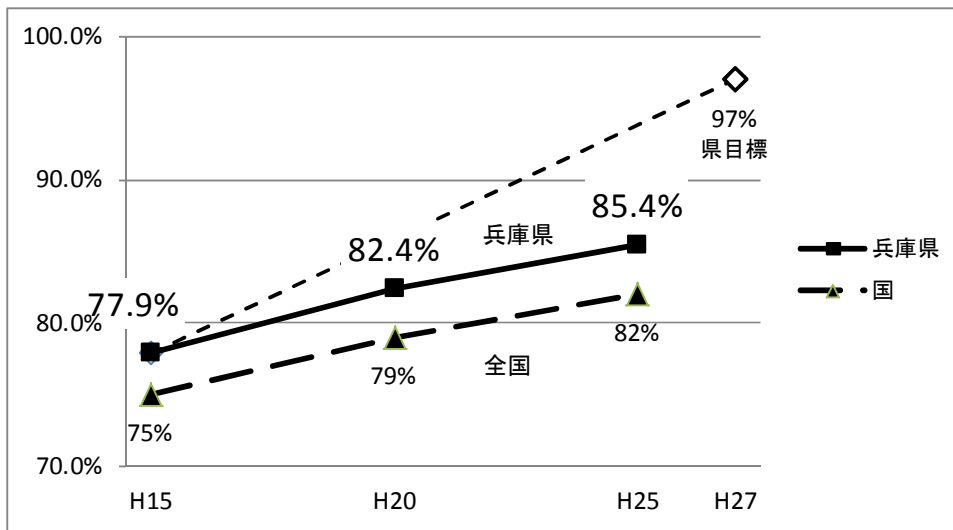
## 住宅・建築物の耐震化に係る現状

### 1 耐震化率の現状

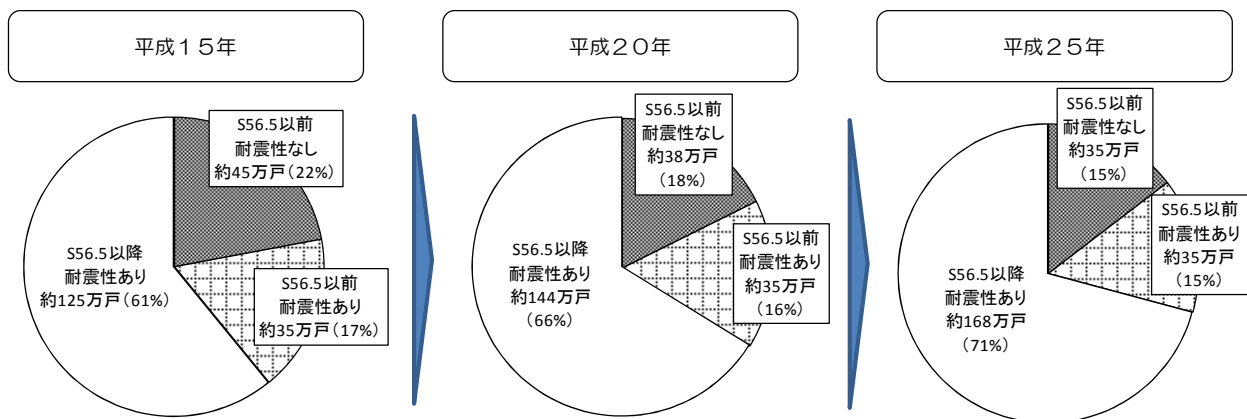
#### (1) 住宅

兵庫県における住宅の耐震化率は、県耐震改修促進計画に掲げる H27 の 97% 目標に対し、全国値よりも高い水準で推移するものの、H25 時点で 85.4% となっている。

○兵庫県と全国の住宅耐震化率の比較（※住宅・土地統計調査より推計）



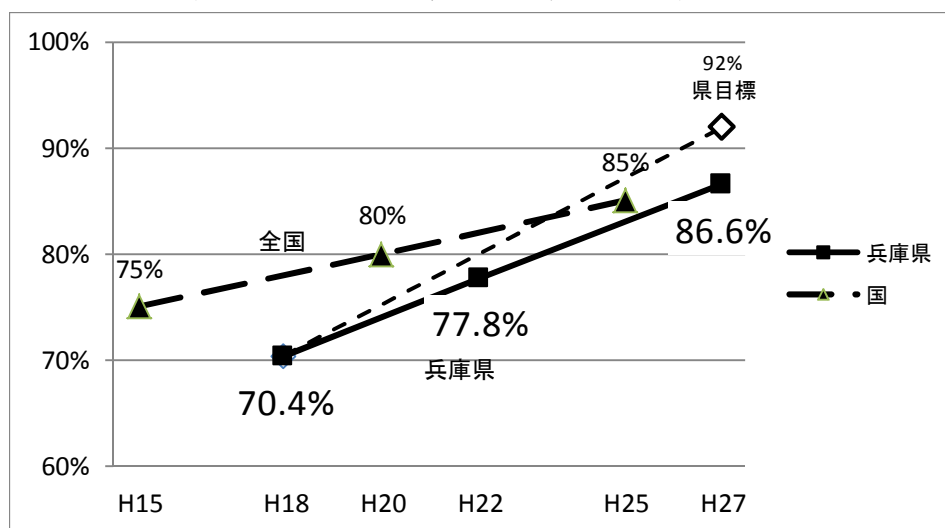
○兵庫県における住宅の耐震化の進捗状況



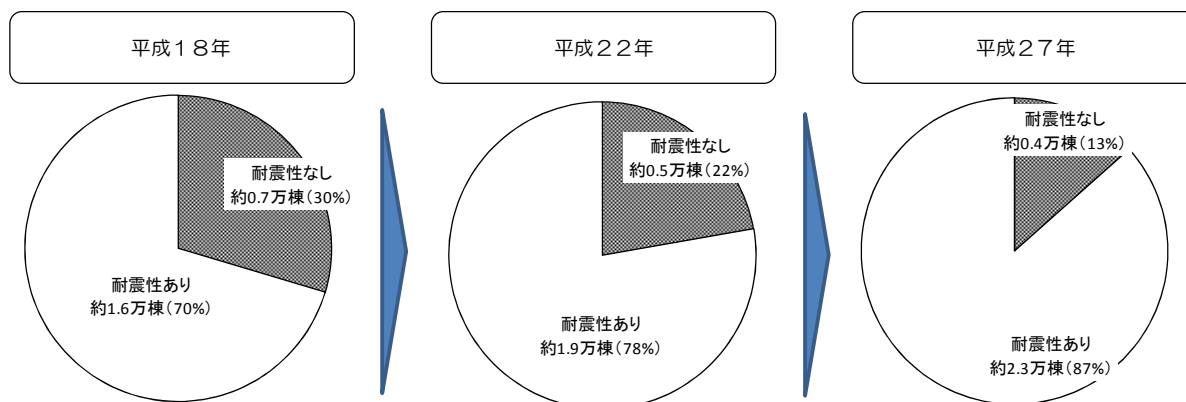
## (2) 多数利用建築物

兵庫県における多数利用建築物の耐震化率は、H27の92%目標に対し、全国値よりも高い伸び率を示しているものの、H27時点で86.6%(速報値)となっている。

○兵庫県と全国の多数利用建築物耐震化率の比較 (各施設管理者アンケート等より推計)



○兵庫県における多数利用建築物の耐震化の進捗状況





## 2 耐震改修促進計画の概要

### (1) 策定の趣旨

平成 18 年 1 月 26 日に改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐促法」という。）」が施行された。同法では、都道府県において速やかに耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、震災を経験した兵庫県としては、「減災」の取り組みを一層推進するため、住宅及び建築物の平成 27 年時点の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「兵庫県耐震改修促進計画」を策定した。

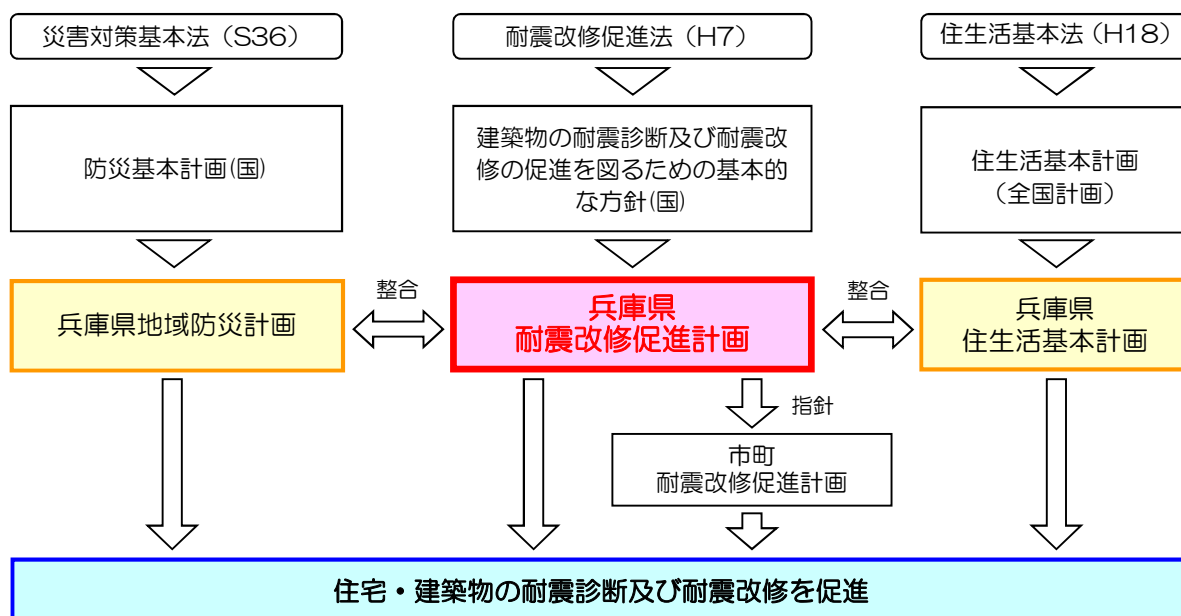
なお、平成 25 年の耐促法改正を受けて平成 27 年 3 月に計画の一部改正を行い、法律の改正により新たに指定することが可能となった、大規模地震発生時にその利用を確保することが必要な施設（＝防災拠点）や道路（＝緊急輸送道路）を計画に位置付けた。

### (2) 位置づけ

本計画は、耐促法第 5 条第 1 項及び国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定する。

また、本計画は兵庫県における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「兵庫県地域防災計画」及び「兵庫県住生活基本計画」と整合を図る。

さらに、本計画は、県内市町における耐震改修促進計画策定の指針でもある。



### (3) 策定期間・計画期間

- ア 策定期間 平成 18 年度（平成 19 年 3 月）
- イ 計画期間 平成 18 年度から平成 27 年度
- ウ 中間検証 平成 22 年度に耐震化の進捗状況を検証

#### (4) 計画の構成

- ア 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標
- イ 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ウ 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- エ 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項
- オ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項（市町計画の策定等）

#### (5) 住宅・建築物の耐震改修の目標

##### ア 住宅の耐震化の目標

現況(H15)耐震化率 78%を、平成 27 年に 97%とする（国基本方針は 90%）

##### イ 多数の者が利用する建築物\*の耐震化の目標

現況(H18)耐震化率 70%を、平成 27 年に 92%とする（国基本方針は 90%）

※多数の者が利用する建築物：耐促法に定める用途（学校、病院、百貨店等）で、階数 3 以上かつ延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物

#### (6) 基本的な取組み方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県としては、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。

市町においては、本計画を指針として、市町耐震改修促進計画を早期に策定し、それに基づき耐震化に取り組むこととする。

ア 公共建築物 施設管理者がプログラムを策定し耐震化

イ 民間建築物 県及び市町は所有者等の耐震化への取り組みを支援  
特に災害時の拠点となる学校、病院、福祉施設に対し積極的に支援

# 兵庫県耐震改修促進計画の概要

## 目標の設定について

### 第1章 計画概要

#### ○策定の趣旨

- ・阪神・淡路大震災における地震直後の死者の約9割は、住宅・建築物の倒壊によって発生（耐震改修の必要性の認識）
- ・近年の大地震の頻発や東南海・南海地震発生の切迫



耐震改修促進法に基づき、耐震診断・耐震改修の目標及び耐震改修等を促進するための施策を定めた、耐震改修促進計画を策定する。

○計画期間・平成18年度から平成27年度までの10年間

### 第2章 兵庫県で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

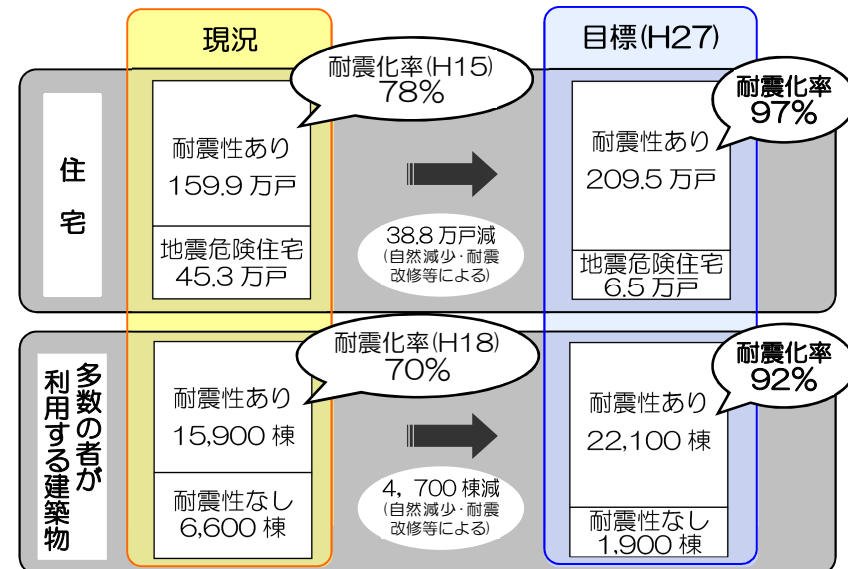
兵庫県地域防災計画では、今後県内で発生が予想される次の5地震について、その地震規模と被害状況が想定されている。

- ・有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震
- ・山崎断層帯地震
- ・中央構造線断層帯地震
- ・日本海沿岸地震
- ・南海地震

### 第3章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

#### 【目標】

住宅：現況耐震化率78%を平成27年に97%とする  
 多数利用建築物：現況耐震化率70%を平成27年に92%とする



#### 〔考え方〕

- ・住宅の目標は住宅マスタープランの目標と整合を図る。
- ・民間建築物については、少なくとも耐震化率90%を確保する。
- ・公共建築物（賃貸住宅を除く）については、耐震化の推進状況を踏まえ、耐震化率95%を超えることを目指す。

## 施策の推進について

### 第4章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### 1 基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、県としては、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。市町においては、本計画を指針として、市町耐震改修促進計画を早期に策定し、それに基づき耐震化に取り組むこととする。

#### 2 公共・公的機関による耐震診断及び改修に関する事項

- ① 公共・公的機関が所有・管理する建築物の耐震化推進
- ② 公的機関による民間住宅・建築物耐震化の技術的支援

#### 3 民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図る支援策

- ① 簡易耐震診断の推進
- ② わが家の耐震改修促進事業の推進
- ③ 住宅耐震改修支援事業の推進
- ④ 独立行政法人住宅金融支援機構の融資
- ⑤ 多数の者が利用する建築物に係る耐震診断助成事業の創設
- ⑥ 新しい耐震改修工法の開発及び普及
- ⑦ 私立学校における国庫補助制度の活用促進

#### 4 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

- ① 耐震診断員の養成・活用
- ② 相談体制の拡充
- ③ 住宅改修業者登録制度の推進
- ④ 特定優良賃貸住宅の活用
- ⑤ 専門家・技術者向け及び県民向け講習会の開催

#### 5 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策

- ① 被災建築物応急危険度判定体制の整備
- ② 関係団体における被災度区分判定体制の整備促進
- ③ 地震時の建築物の総合的な安全対策
- ④ 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進
- ⑤ 長周期地震動への対応

#### 6 防災拠点となる建築物の指定

要緊急安全確認大規模建築物であるホテル・旅館等のうち、災害時に避難所として活用することについて、県又は市町と協定を締結しているものを防災拠点として指定

#### 7 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- ① 県地域防災計画に定める緊急輸送道路を、地震時の緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要がある道路として指定
- ② 道路沿道の耐震性がない建築物に対する耐震化の促進

### 第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

知識の普及及び県民への啓発を図り、官民上げて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

#### 1 相談体制の整備・充実

- ・相談体制の拡充（再掲）
- ・アドバイザー派遣の実施、耐震改修促進税制の周知・活用促進、耐震診断・改修についての相談窓口の開設
- ・情報の提供
- 「ひょうご住宅耐震改修フェア」の開催

#### 2 支援事業の活用促進

- ・耐震改修等支援事業の活用について
- 行政広報誌等を通して県民へ働きかけ

#### 3 町内会等との連携

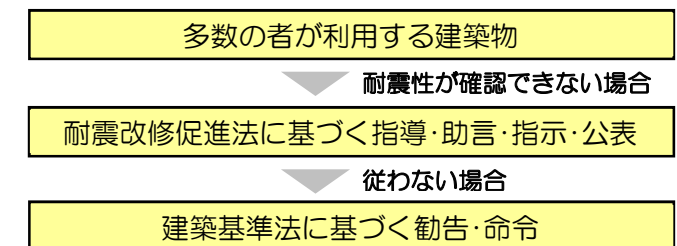
- ・住宅・建築物の耐震化に関する啓発
- ・町内会、自主防災組織、NPO等との連携

#### 4 関係団体との連携

- ・住宅・建築物の耐震化に関する啓発
- ・建築士会、建築設計事務所協会、わが家の耐震改修推進協議会等との連携

### 第6章 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

- ・多数の者が利用する建築物に対する指導に関して、県・所管行政庁が連携して取り組むため、「特定行政庁連絡会議」を活用
- ・特に学校、病院・福祉施設、ライフラインや情報通信など災害時に重要な役割を果たす施設について、重点的に指導等を実施



### 第7章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### ○市町耐震改修促進計画の策定

- ・市町耐震改修促進計画を、早期（平成19～20年度）に策定指導
- ・所管行政庁となる市は、特に速やかに策定指導
- ・県は、市町に対して必要な助言及び技術的支援を実施
- ・市町独自の耐震改修支援施策の創設への働きかけ

### 3 兵庫県の取組

県では、「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化の促進に向け、多くの取組みを推進してきたが、主なものは以下のとおり

#### (1) 簡易耐震診断推進事業

兵庫県では、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、兵庫県内の市町が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援している。

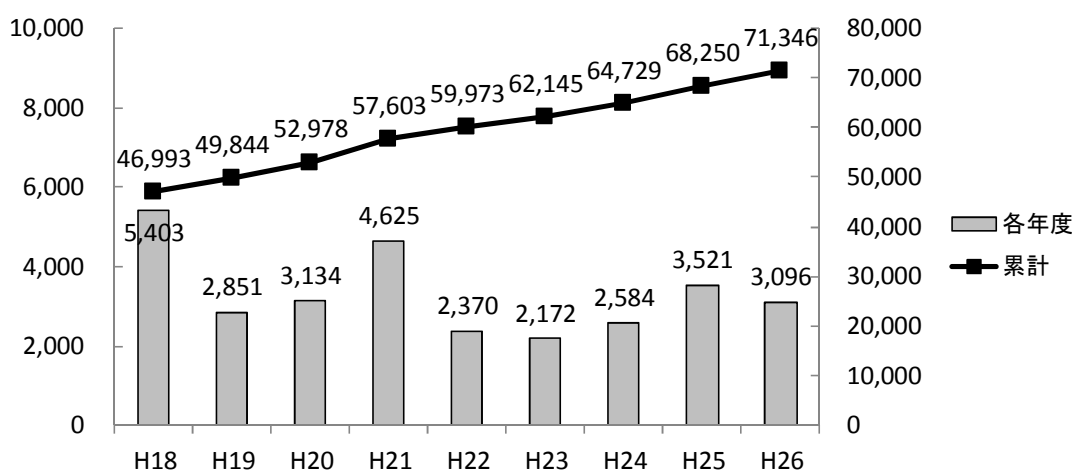
県は、一定の要件を満たす者を「簡易耐震診断員」として登録する事務を担うとともに、住宅所有者ではなく市町に対して補助する等、市町への支援を行っている。

当事業は平成12～14年度に3年間限定で当初実施したが、平成17年に事業を再開し、現在も事業継続中である。平成18年度時点での累積診断数は約47,000件(約9,400件/年)であったが、平成26年度時点で約71,000件となっており、件数は増加しているものの、平成19年度以降の年平均は約3,000件/年であり、実施目標5,500戸/年の目標には達していない。

《内容》 住宅所有者が市町に耐震診断を申し込み、市町から派遣された簡易耐震診断員の診断を受ける事業を行う市町に対し、県が費用の一部を補助

《成果》 H12～14 無料の簡易耐震診断を実施  
 H17～ 所有者1割負担での簡易耐震診断を実施  
 (一部市町では無料化)

【実績】 H26末 71,346戸 【計画】 H26末 88,000戸



	～H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
計画	38,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	88,000
実施	41,590	5,403	2,851	3,134	4,625	2,370	2,172	2,584	3,521	3,096	71,346

## (2) わが家の耐震改修促進事業

阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた住宅のほとんどが、昭和 56 年 5 月以前の「旧耐震基準」で建築された木造住宅であったことを踏まえ、県は、旧耐震基準の住宅の耐震改修工事に助成する「わが家の耐震改修促進事業」を平成 15 年度に創設した。

補助内容は、大きく分けて耐震改修の補強設計及び工事見積書の作成等を行う「計画策定」と地震に対する安全性を確保するための耐震改修工事を行う「改修工事」に対する補助がある。

事業創設後も随時事業内容を見直し、補助限度額の拡大、補助対象工事の追加等の制度改善を行ってきており、補助限度額では全国トップクラスである。また、平成 27 年度より事業名を「ひょうご住まいの耐震化促進事業」とし、補助内容の更なる拡充に加え、新たに建替え工事や防災ベッド設置に対する補助を新設した。

補助件数の実績では愛知県や高知県に及ばないものの、「計画策定」の累積件数は平成 18 年度時点で 660 件であったものが平成 26 年度時点で約 6,000 件、「改修工事」の累積件数は平成 18 年度時点で 456 件であったものが平成 26 年時点で約 3,300 件に達している。

《内容》 耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進

《成果》 H15 「わが家の耐震改修促進事業」を実施

H16 限度額嵩上げ

H18 耐震改修促進計画の策定を機に補助率、限度額を嵩上げ

H21 補助率、限度額を嵩上げ

H25 限度額を嵩上げ

H26 簡易な耐震改修定額助成パック実施

H27 全市町で工事費に対する上乗せ補助制度を実施

「ひょうご住まいの耐震化促進事業」として制度拡充

※改修工事に加え建替工事等も市町事業として補助対象にあわせて市町事業として防災ベッド等設置費助成を創設

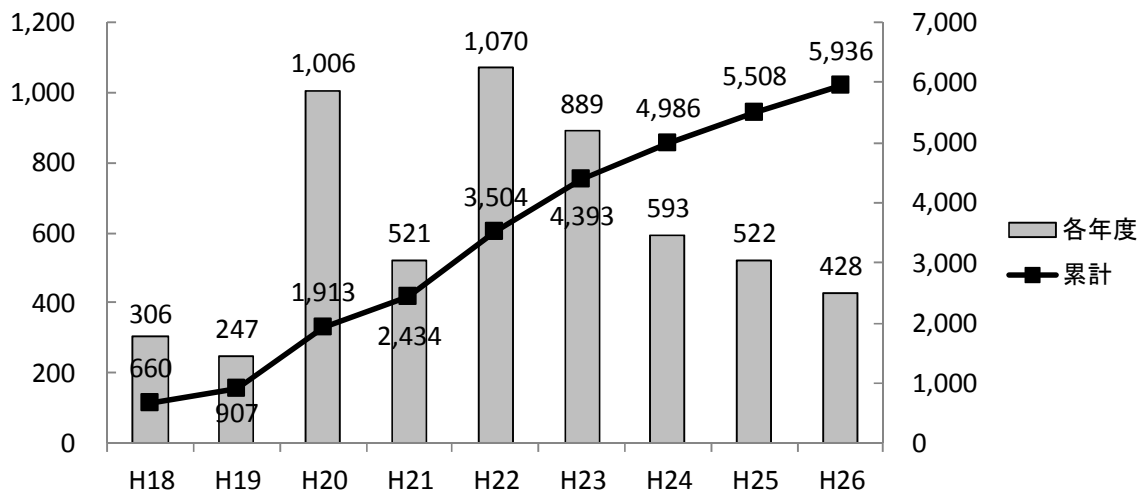
### ①住宅耐震改修計画策定費補助

安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助限度額・率】戸建住宅：2/3 以内（限度額 20 万円）

共同住宅：2/3 以内（限度額 12 万円/戸）

【実績】H26 末までに 5,936 件補助



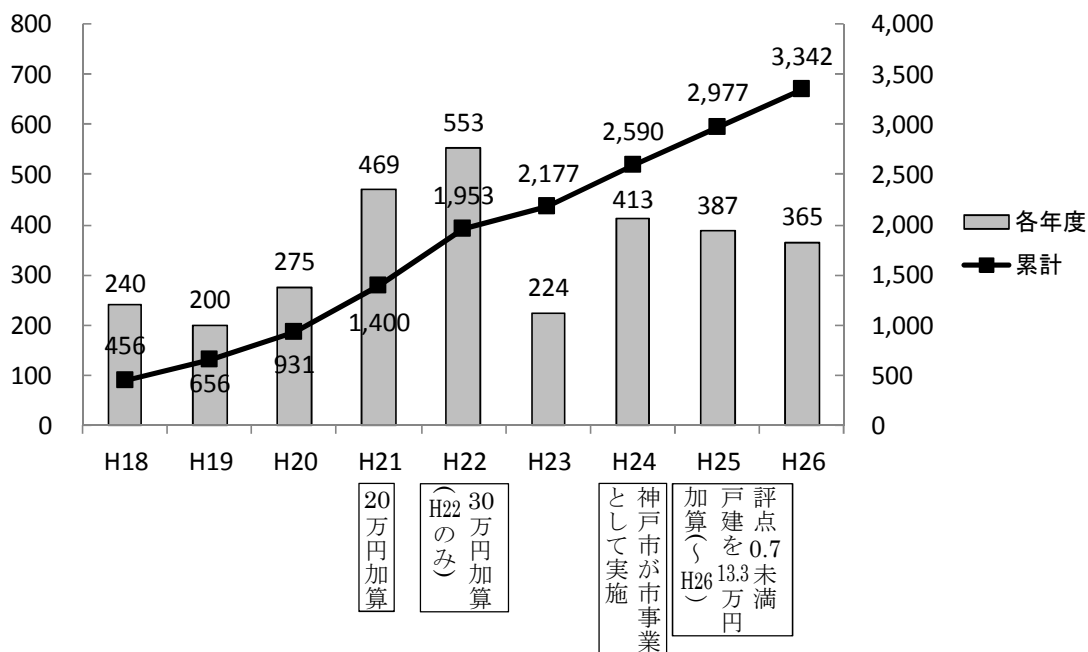
## ②住宅耐震改修工事費補助

地震に対する安全性を確保するための、基礎の補強や屋根軽量化等の耐震改修工事(附帯工事を含む)に要する費用(内装工事費も一部可)の一部を補助

【補助限度額・率】戸建住宅：1/3 以内(限度額 100 万円)

共同住宅：1/2 以内(限度額 40 万円/戸)

【実績】H26 末までに 3,342 件補助



		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
計画	計画策定	75	200	200	350	400	400	500	1,400	500	500	500	500	5,525
	改修工事	75	200	200	350	400	400	500	500	500	500	500	500	4,625
実施	計画策定	119	66	169	306	247	1,006	521	1,070	889	593	522	428	5,936
	改修工事	17	63	136	240	200	275	469	553	224	413	387	365	3,342

### (3) 多数の者が利用する建築物に対する耐震化

兵庫県では、災害が発生した場合に避難所等として活用される学校、災害時要援護者を収容している病院・福祉施設などの耐震診断に係る費用を補助する制度を平成19年度に創設した。

平成25年に耐促法が改正され、一定規模以上の大規模建築物は平成27年12月までに耐震診断の実施・所管行政庁への報告が義務付けられたことを受け、県では、用途を制限せず、耐震診断等が義務付けられた建築物に対し、耐震診断・補強設計・耐震改修・建物除却に係る費用を補助する制度を平成26年度に創設した（県は市町に対する補助）。

なお、大規模建築物の中でも、避難所としての活用が可能で、市町と協定を結んだホテル・旅館等については、その他の用途に比べて補助内容を拡充している。

補助制度創設後、8年間で50件に対して補助を行っており、特に平成26年度は耐震診断義務付け建築物への補助が12件と増加している。

《内容》 学校、病院、福祉施設の耐震診断に係る助成制度を創設

《成果》 H19年度より学校・病院・福祉施設を対象とした補助制度を実施

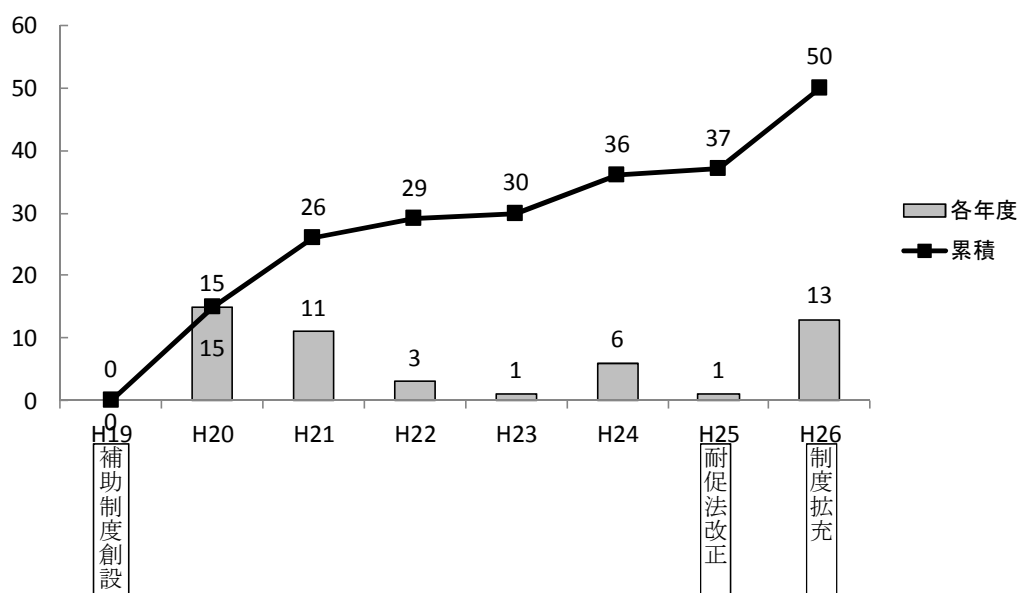
H23、H26年度に用途・補助額等を拡充し、以下の事業を実施

#### ①大規模多数利用建築物等耐震化助成事業（H26創設）

耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物等に対し、耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事等に要する費用の一部を補助

#### ②中規模多数利用建築物耐震診断助成事業（H27拡充）

学校・病院・福祉施設の耐震診断に係る助成制度を拡充し、診断義務付け規模未満の一定規模以上の建築物に対し耐震診断に要する費用の一部を補助



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
計画	40	40	40	40	40	23	21	33	277
各年	0	15	11	3	1	6	1	13	50

#### (4) 防災拠点となる建築物の指定

《内容》 要緊急安全確認大規模建築物であるホテル・旅館等のうち、災害時に避難所として活用することについて、県又は市町と協定を締結しているものを防災拠点として指定

《成果》 H27 指定：以降、耐震診断の実施と診断結果の期限（H27.12末）までの確実な報告に向けた個別対応

H27 市町事業として指定建築物の耐震診断・補強設計・改修工事費の補助制度を創設

【実績】－【計画】H27末7件（診断）

##### ○大規模避難施設耐震化助成事業（H27 拡充）

災害時に避難所として活用が可能な大規模多数利用建築物のうち、県又は市町と協定を結んだものについて耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助（大規模多数利用建築物等耐震化助成事業を拡充して創設）

#### (5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

《内容》 県地域防災計画に定める緊急輸送道路を、地震時の緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要がある道路として指定

《成果》 H23 市町事業として指定道路沿道建築物の耐震診断・補強設計・改修工事費を補助制度を創設

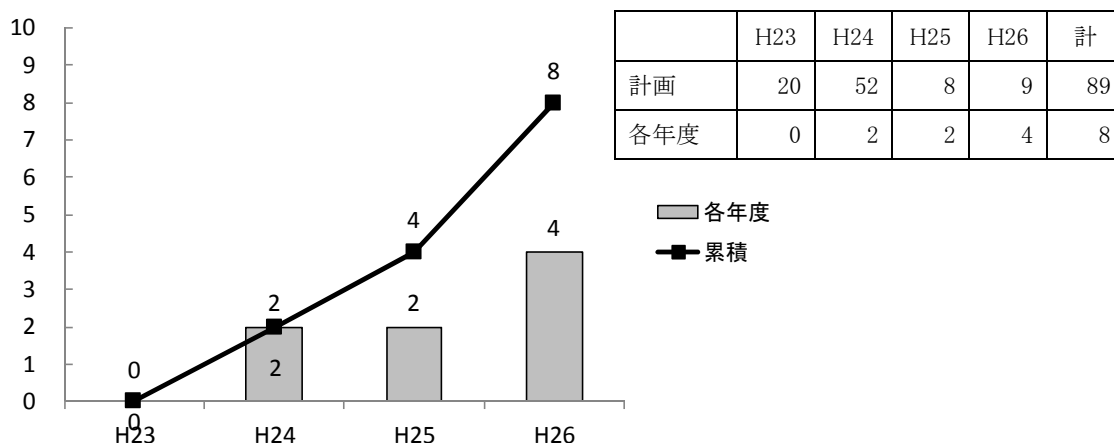
H26 主な緊急輸送道路沿道の状況調査

H27 指定

【実績】H26末8件（診断・設計・改修）【計画】H26末件

##### ○緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業（H23 創設）

災害時においても緊急輸送道路をすぐに使用できる状態とすることから、道路を閉塞する可能性の高い建築物を対象とした耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事又は建物除却に要する費用の一部を補助





(6) 市町の主な取組み

ア 市町耐震改修促進計画の策定

《内容》市町耐震改修促進計画を早期（平成 19 年度～20 年度）に策定

《成果》【実績】H25 までに全市町が策定済

イ 簡易耐震診断の推進

《内容》市町による簡易耐震診断の積極的な推進

《成果》県内全市町が実施（22 市町で無料化）

【実績】H26 末 71,346 戸の診断実績

ウ わが家の耐震改修促進事業の活用促進

《内容》市町独自の耐震改修支援制度の創設を働きかけ

《成果》全市町が県補助額に 3～30 万円の上乗せ補助を実施

エ 市町独自の耐震改修支援制度の創設

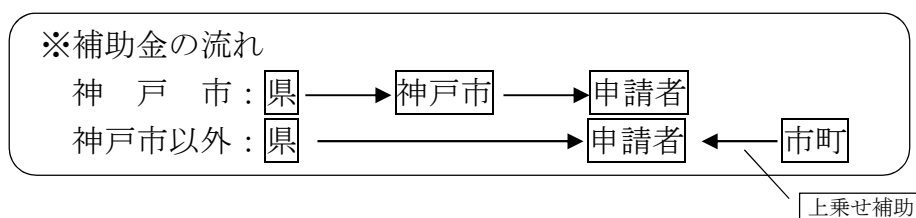
《内容》市町による「わが家の耐震改修促進事業」の活用促進

《成果》H24 より神戸市は市事業として実施

その他、県補助の対象外となるものへの補助を市町が独自に実施

- ・ 共同住宅に対する精密な耐震診断費用補助（神戸市）
- ・ 改修後の評点が 0.7 以上となるものに対する計画策定費補助（神戸市、西宮市、川西市）

【実績】神戸市改修工事費補助累計 1,565 戸



オ 多数の者が利用する建築物の耐震化助成制度の実施

耐震診断が義務付けられた建築物に対する補助を始めとする、住宅以外の建築物に対する耐震化助成制度については、その全てを市町事業として実施。

兵庫県耐震改修促進計画における主な取組（1 / 3）

主な取組		役割分担 ※1	内容	取組みと実績	評価 ※2
(第4章の2) 公共・公的機関による耐震診断及び耐震改修に関する事項		県市 市民	県有・市町有施設について、自ら所有・管理する建築物の耐震診断・耐震改修促進プログラムを策定し、耐震化を実施	県有施設：各所管部局で耐震化計画を策定 市町有施設：市町耐震化促進計画で耐震化計画を策定  【実績】H26末 耐震化率 90% 【計画】H27末 94%	○ 県有、市町有とも全て計画策定済 △ 学校は95%、その他の施設は計画未達成
			県住宅供給公社と独立行政法人都市再生機構による民間住宅等の耐震診断・耐震改修の実施	賃貸住宅：公社、機構とも単独管理する住宅の全てを診断済 分譲住宅：公社、機構とも特段の取組みなし  【実績】H26末 耐震化率 88%（賃貸住宅）【計画】H27末 92%	△ 分譲住宅の対策を再検討 △ 賃貸住宅の耐震化計画未達成
(第4章の3) 民間住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図る支援策	簡易耐震診断の推進	県市 市民	住宅所有者が市町に耐震診断を申し込み、市町から派遣された簡易耐震診断員の診断を受ける事業を行う市町に対し、県が費用の一部を補助	H12～14 無料の簡易耐震診断を実施 H17～ 所有者1割負担での簡易耐震診断を実施（一部市町では無料化）  【実績】H26末 71,346戸 【計画】H26末 88,000戸	○ 全市町で実施 △ 計画戸数未達成
	わが家の耐震改修促進事業の推進	県市 市民	耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進	H15 「わが家の耐震改修促進事業」を実施 H18 耐震改修促進計画の策定を機に補助率、限度額を嵩上げ以降順次補助率、限度額を嵩上げ H27 改修工事に加え建替工事等も対象として制度を拡充し、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」として実施 全市町で工事費に対する上乗せ補助制度を実施  計画策定【実績】H26末 5,936戸【計画】H26末 5,525戸 改修工事【実績】H26末 3,342戸【計画】H26末 4,625戸	○ 全国トップクラスの制度に拡充 △ 改修工事の実績件数では全国第4位だが計画戸数未達成 診断から工事に至る割合が低い
	新しい耐震改修工法の開発及び普及	県市 市民	居住しながら補強が可能な方法等、新しい耐震改修工法等を民間から公募し、その活用を推進	H16・18 「ひょうご住宅耐震改修技術コンペ」実施：表彰された工法は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助対象に H26 他都道府県で補助対象として認められた工法のうち、第三者機関による認定を受けた工法を補助対象に	○ 新工法を積極的に活用
	住宅耐震改修支援事業の推進	県市 市民	金融機関から融資を受けて耐震改修工事を実施する場合に、県は利子補給を行う「住宅耐震改修工事利子補給事業」を実施	H19 県で「住宅耐震改修工事利子補給事業」制度創設  【実績】H26末 25件 【計画】－	○ 制度創設済 △ 利用実績少ない
	独立行政法人住宅金融支援機構の融資	県市 市民	耐震改修工事を伴うリフォームを実施する場合に機構が低利融資を行う（H9より実施）	【実績】H26末 13件 【計画】－	△ 利用実績少ない
	多数の者が利用する建築物に係る耐震診断助成事業の創設	県市 市民	市町事業として多数利用建築物の耐震診断等を実施する事業者にその費用の一部を補助する制度を創設	H19 学校・病院・福祉施設を対象とした補助制度を創設 H26 用途・補助額等を拡充  【実績】H26末 50件 【計画】H26末 244件	○ 一定の用途規模のみ対象 △ 計画未達成
	私立学校における国庫補助制度の活用促進	県市 市民	私立学校の耐震改修工事の実施にあたって、国庫補助事業の活用を促進（H18より実施）	H21 従来の国庫補助に県が上乗せする「私立学校耐震化補助事業」を実施  【実績】H26末 84件（うち県補助75件）【計画】－	○ 国庫補助に加え県補助制度も創設 ○ 学校耐震化率(民間)80%

※1 県・市：県・市担当課 事：事業者（設計事務所、改修工事業者、金融機関等） 民：県民、多数が利用する建築物等の所有者

※2 ○：目標通りの成果 △：目標を下回る成果 －：評価できない

兵庫県耐震改修促進計画における主な取組（2 / 3）

主な取組		役割分担 ※1	内容	取組みと実績	評価 ※2
(第4章の4) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	耐震診断員の養成・活用	県 市 民	住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員の養成・活用を推進	簡易耐震診断員認定講習会を毎年実施 【実績】 H26 末 506 名 【計画】 600 名	○ 養成・活用を推進 △ 計画未達成
	相談体制の拡充	県 市 民	※（第5章に記載）		
	住宅改修業者登録制度の推進	県 市 民	県が技術主任者の設置など一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を推進（H18創設）	【実績】 H26 末 388 社登録 【計画】 ー	△ 一定の登録数を達成 制度の活用状況が不明確
	特定優良賃貸住宅の活用	県 市 民	耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者が特定優良賃貸住宅に特定入居できる制度を活用	実績なし	ー 制度の役割再考
	専門家・技術者向け、県民向け講習会の開催	県 市 民	※（第5章に記載）		
(第4章の5) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	被災建築物応急危険度判定体制の整備	県 市 民	大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その危険性を判定する専門家を養成	【実績】 H26 末 2,135 名養成 【計画】 2,500 名	△ 計画未達成
	関係団体における被災度区分判定体制の整備促進	県 市 民	建築関係団体における被災度区分判定体制の整備を促進	建築士事務所協会会員を中心に登録を推進 【実績】 H26 末 44 事務所が登録	○ 体制を整備 ○ 一定の登録数を達成
	地震時の建築物の総合的な安全対策	県 市 民	地震時の総合的な安全性を確保するため、落下物事故防止対策等の取組を推進	建築物防災月間（毎年3月及び9月）において、広告板・窓ガラス等の点検・是正指導等を実施 【実績】 159 件指導（H26）	○ 一定の取組を実施 ー
	兵庫県住宅再建共済制度の加入促進	県 市 民	県が創設した「兵庫県住宅再建共済制度」による相互扶助の取り組みを推進（H17創設）	【実績】 H25 末 159,313 戸（加入率 9%）【計画】 加入率 15%	△ 計画未達成
	長周期地震動への対応	県 市 民	今後必要な研究や施策を検討	H21「兵庫県高層建築物等防災計画書作成要領」を修正し家具固定や耐震建具採用等の指導項目を追加 ※長周期地震動に対する安全基準等については内閣府・国土交通省において検討中	○ 一定の取組を実施
(第4章の6) 防災拠点となる建築物の指定 (H27.3追加)	県 市 民	要緊急安全確認大規模建築物であるホテル・旅館等のうち、災害時に避難所として活用することについて、県又は市町と協定を締結しているものを防災拠点として指定	H27 指定：以降、耐震診断の実施と診断結果の期限（H27.12末）までの確実な報告に向けた個別対応 H27 市町事業として指定建築物の耐震診断・補強設計・改修工事費の補助制度を創設 【実績】 ー 【計画】 H27 末 7 件（診断）	○ 指定及び補助制度の創設 ー	
(第4章の7) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定 (H27.3一部改定)	県 市 民	県地域防災計画に定める緊急輸送道路を、地震時の緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要がある道路として指定	H23 市町事業として指定道路沿道建築物の耐震診断・補強設計・改修工事費を補助制度を創設 H26 主な緊急輸送道路沿道の状況調査 H27 指定 【実績】 H26 末 8 件（診断・設計・改修）【計画】 H26 末 89 件	○ 指定及び補助制度の創設 △ 計画未達成	

※1 県・市：県・市担当課 事：事業者（設計事務所、改修工事業者、金融機関等） 民：県民、多数が利用する建築物等の所有者

※2 ○：目標通りの成果 △：目標を下回る成果 ー：評価できない

兵庫県耐震改修促進計画における主な取組（3/3）

主な取組		役割分担 ※1	内容	取組みと実績	評価 ※2
(第5章) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に関する事項等	相談体制の整備・充実	県市 市民	ひょうご住まいサポートセンターにおいて相談体制を充実させるとともに、市町に対して相談窓口の開設を要請	H7 住宅相談所を開設（現ひょうご住まいサポートセンター）し、耐震化を含めた住宅に関する相談対応 H19 耐震改修アドバイザー派遣事業を実施（原則1回、無料） H12 神戸市において相談窓口「すまいるネット」を設置 他 22 市町において相談窓口を設置 【実績】相談：H26 末 614 件（ひょうご住まいサポートセンター） アドバイザー派遣：H26 末 86 件（ 〃 ）	○ 相談体制はほぼ整備
	支援事業の活用促進	県市 市民	広報誌やパンフレット、HP、マスコミ等の手段を通じて、耐震改修に係る支援事業の活用を県民に広く働きかけ、活用を促進	市町と協力し、広報誌、パンフレット、ホームページ、新聞、ラジオ等で支援事業の活用を働きかけ 【実績】ホームページ、ラジオで事業紹介（1回/年） 県広報で年度当初に事業紹介及び防災特集（1回/年） 1.17 ひょうご安全の日の集いで支援事業の展示ブース設置 ※神戸市では、マスコットキャラクターによる PR、工事現場の公開などを実施	△ 先進県に比べ実施不足（○ 市事業として実施する神戸市は積極的に実施）
	町内会等との連携	県市 市民	町内会等の自主防災組織や NPO などと連携し、住宅・建築物の耐震化についての啓発活動を実施	神戸市において、戸別訪問等による啓発活動を実施 県において、共同住宅管理組合にダイレクトメールを発送 【実績】戸別訪問：約 1,500 戸（神戸市、H26） 共同住宅へのダイレクトメール発送：約 350 棟（県、H26）	△ 神戸市以外の市町未実施
	関係団体との連携	県市 市民	建築関係団体と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を実施	H16 ひょうご・わが家の耐震改修推進協議会を設置 中播磨県民局で地元建築士会等と連携した相談会を実施 【実績】協議会：H21 以降活動休止 相談会：中播磨県民局で相談会を実施（H26、27 各 2 回）	△ 先進県と比べ関係団体との連携不足
(第6章) 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項		県市 市民	県と市町が連携して耐震性が確認されていない多数利用建築物に対し、指導・助言を実施	H27 末までに耐震診断結果を報告することを義務付けられた多数利用建築物に対し、随時指導助言を実施中。今後、所管行政庁間で連絡調整を図りながら、結果の公表や未報告建築物への指導等を実施（改正耐促法への対応） 【実績】H25 義務付け対象建築物の調査（県内約 750 棟）	—（取組中）
(第7章) その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項		県市 市民	市町耐震改修促進計画を早期（H19 年度～20 年度）に策定	【実績】39 市町が H20 年度までに策定 H25 年度までに全市町が策定済	○ 全市町策定
		県市 市民	市町による簡易耐震診断の積極的な推進	県内全市町が実施（22 市町で無料化を実施） 【実績】H26 末 71,346 戸 【計画】H26 末 88,000 戸	○ 全市町実施 △ 計画戸数未達成
		県市 市民	市町による「わが家の耐震改修促進事業」の活用促進	全市町が工事費に対する県補助額に 3～30 万円/戸の上乗せ補助を実施	○ 全市町で工事費上乗せ補助を実施
		県市 市民	市町独自の耐震改修支援制度の創設を働きかけ	H24 より神戸市は市事業として実施 その他、県補助の対象外となるものへの補助を市町が独自に実施 ・共同住宅に対する精密な耐震診断費用補助（神戸市） ・改修後の評点が 0.7 以上となるものに対する計画策定費補助（神戸市、西宮市、川西市） 【実績】神戸市改修工事費補助累計 1,565 戸	△ 市町独自の制度創設が不足

※1 県・市：県・市担当課 事：事業者（設計事務所、改修事業者、金融機関等） 民：県民、多数が利用する建築物等の所有者

※2 ○：目標通りの成果 △：目標を下回る成果 —：評価できない

## 4 耐震化を取り巻く状況の変化

### (1) 最近の地震被害状況

#### ア 東日本大震災

東日本大震災における建築物の被害は、全壊 127,361 戸、半壊 273,268 戸、一部破損 762,277 棟（平成 26 年 9 月現在）等であり、特に岩手県、宮城県、福島県の沿岸部では、津波によって多くの住宅が流された。

この震災では、津波による被害に比べ、地震動による建物倒壊は比較的小さかったとされているが、体育館や音楽ホールなどで天井の大規模な落下やエレベーターやエスカレーターの被害が発生している。

また、震源から 700km 以上離れた大阪の超高層ビルが共振により大きく揺れ、内装材等に損傷が発生するなど、非構造部材の耐震対策や長周期地震動を考慮した設計等が重要な教訓として挙げられた。また、津波による被害が大きかったことから、津波避難ビルの指定推進や避難路や緊急輸送道路の確保等の重要性が指摘されている。



天井崩落事例  
(独)建築研究所調査報告資料より

【参考：H18～H27.1 に日本付近で発生した主な被害地震】

発生年月	地震名	人的被害	物的被害	最大震度
H19.3	平成 19 年(2007 年)能登半島地震	死 1 負 356	住家全壊 686 棟 住家半壊 1,740 棟など	6 強
H19.7	平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震	死 15 負 2,346	住家全壊 1,331 棟 住家半壊 5,710 棟 住家一部破損 37,633 棟など	6 強
H20.6	平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震	死 17 不明 6 負 426	住家全壊 30 棟 住家半壊 146 棟など	6 強
H20.7	岩手県沿岸北部	死 1 負 211	住家全壊 1 棟 住家一部破損 379 棟	6 弱
H23.3	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震	死 19,074 不明 2,633 負 6,219	住家全壊 127,361 棟 住家半壊 273,268 棟 住家一部破損 762,277 棟	7
H23.3	長野県・新潟県県境付近	死 3 負 57	住家全壊 73 棟 住家半壊 427 棟など	6 強
H25.4	淡路島付近	負 35	住家全壊 8 棟 住家半壊 101 棟 住家一部破損 8,305 棟など	6 弱
H26.11	長野県北部	負 46	住家全壊 77 棟 住家半壊 137 棟 住家一部破損 1,626 棟など	6 弱

(気象庁HPより、住家全壊の被害があったものを抜粋)

## イ 兵庫県の対応（建築物関係）

阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かし、以下のとおり東日本大震災の被災地の支援や対策を実施した。

- ・宮城県に対し応急仮設住宅建設の支援を行う職員を、広域的に甚大な被害を受けた市町に対し復興まちづくり計画の策定等を支援する職員を派遣
- ・阪神淡路大震災の経験を生かした今後の復興まちづくりに向けた提言を数次にわたり実施
- ・阪神・淡路大震災の復興まちづくりを経験した専門家を被災地に派遣

また、県内では、東日本大震災等の教訓を踏まえ、南海トラフ地震等への対策として以下の取組みを実施した。

- ・総合的な津波対策の実施や防災道路の強靱化
- ・南海トラフ地震の被害想定の見直し
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への補助制度と津波避難ビルの耐震診断に対する助成事業の創設
- ・天井崩落防止対策に関する技術基準の周知と審査体制の整備



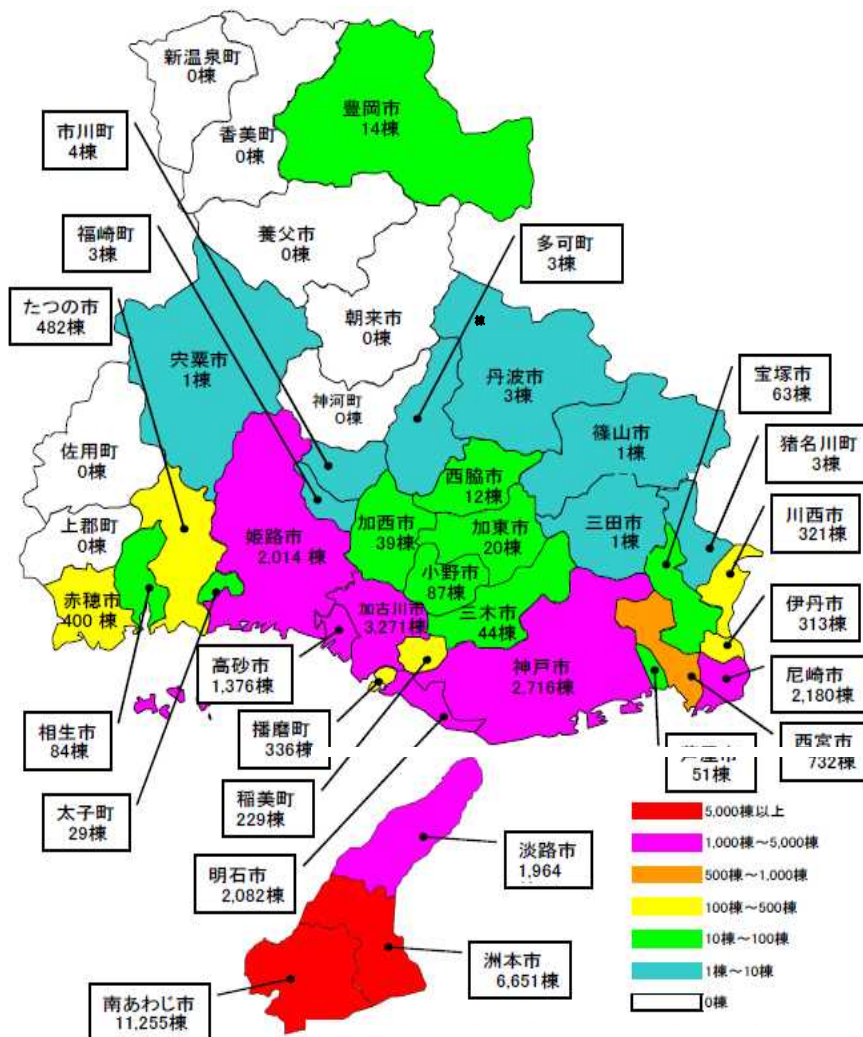
## (2) 南海トラフの被害想定

南海トラフを震源とする地震については、国において、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波の検討が行われており、本県では、国の検討結果を踏まえ、県独自の浸水想定を基礎にするなど地域特性を考慮した県独自の被害想定を平成26年6月にとりまとめている。

それによると、大きな横揺れにより耐震基準を満たしていない家屋を中心に多数の建物が倒壊する。神戸市や淡路地域、姫路市などの急傾斜地や林地では土砂災害が発生するほか、尼崎市、西宮市、神戸市、姫路市を中心に、液状化により建物が大きく傾くなどの被害が生じる。

【想定結果の建物被害】

	冬の早朝 5 時発災	夏の昼間 12 時発災	冬の夕方 18 時発災
全壊 (棟)	約 37,200	約 36,800	約 38,500
(うち揺れ)	約 32,000	約 32,000	約 32,000
半壊 (棟)	約 177,500	約 177,600	約 177,100



図：夏昼間 12 時発災の場合の全壊棟数分布

### (3) 国の動き

#### ア 耐促法改正

建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための制度を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐促法が改正された（平成 25 年 11 月施行）。

#### (ア) 大規模建築物等に係る耐震診断結果の報告の義務付け

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告が義務付けられた。

また、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって一定の高さ以上のものや、庁舎・避難所等の防災拠点建築物について、都道府県等が耐震改修促進計画で指定することで、耐震診断や耐震改修の実施について所管行政庁による指示が可能となったほか、必要に応じて耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告を義務付けることが可能となった。

#### (イ) 耐震改修の円滑化のための緩和措置

耐震性を向上させるために増築を行うことで容積率・建蔽率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁がやむを得ないと認めて認定したときは、当該制限が適用されないとする制度等が創設された。

#### イ 国基本方針

耐促法に基づく国土交通省告示（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）において、建築物の耐震改修の目標が以下のとおり設定されている。

○住宅の耐震化率：95%（平成 32 年）

○住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率：90%（平成 27 年）

※平成 32 年目標は記載されていない

なお、国基本方針については、今年度見直される予定。

#### ウ 首都直下地震緊急対策推進基本計画

「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、首都中枢機能の維持を始めとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定めており（平成 27 年 4 月閣議決定）、以下のとおり目標を定めている。

○住宅の耐震化率（全国）：95%（平成 32 年）

○多数の者が利用する建築物の耐震化率（全国）：95%（平成 32 年）

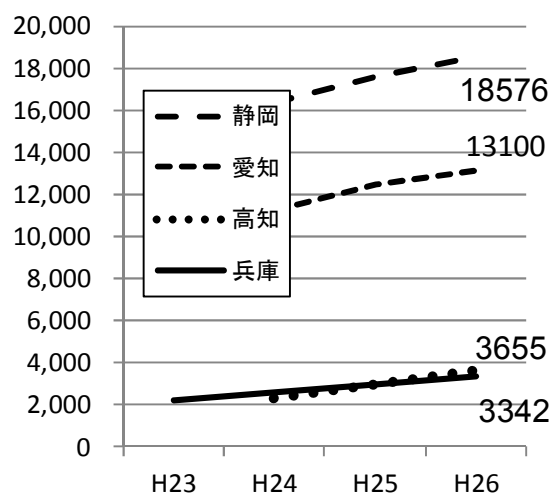


(参考1) 住宅耐震化に向けた全国の取組

① 概要

兵庫県では、旧耐震基準住宅に補助する「わが家の耐震改修促進事業」を平成15年度から実施しているが、現在では、補助実績で兵庫県を上回る県もある。(1位静岡県、2位愛知県、3位高知県、兵庫県は4位)

これらの県の取組みについては、別添資料のとおりであるが、市町との関係や、業界との関係などデータに表れない普及・啓発への取組みを探るため電話及び訪問によるヒアリングを実施した。



<耐震改修工事費補助実績上位4県>

② ヒアリング結果

県	事業主体	補助金額 補助スキーム	普及啓発 (主なもの)	
			市への支援	業界との連携・その他
静岡	市町	40～90万円 定額 (国 1/2 県 1/4 市 1/4) ※負担割合は市町上乗せ額により変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシの作成</li> <li>戸別訪問を実施した市町に対し費用補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界や市町と連携し事業推進協議会設置</li> <li>事業者向け説明会</li> <li>地域の耐震化推進事業を実施する民間組織へ補助</li> <li>ポータルサイト設置(協議会)</li> <li>補強済シールや補強工事中垂れ垂幕</li> </ul>
愛知	市町	90万円 定額 (国 1/2 県 1/4 市 1/4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界や市町と連携し事業推進協議会設置</li> <li>希望した場合補助事業の個別データを公開</li> <li>ポータルサイト設置 (協議会)</li> </ul>
高知	市町	60～90万円 定額 (国 1/2 県 1/4 市 1/4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシの作成</li> <li>戸別訪問を実施した市町に対し費用補助+補助金額の割増し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界や市町と連携し事業推進協議会設置</li> <li>事業者登録制度</li> <li>事業者に対し、耐震化事業の「のぼり」や戸別訪問を実施する際の名刺の統一様式を提供</li> <li>ポータルサイト設置 (県)</li> </ul>
兵庫	県	110～130万円 補助率 1/3 (国 1/2 県 1/2+市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界や市町と連携し事業推進協議会設置</li> <li>1.17 ひょうご安全の日の集いへ出展</li> </ul>

### ③ 先進県の取組まとめ

#### ○補助制度

- ・補助額は定額としている場合に成果が見られる。  
(41 都道府県中 7 県が定額、うち 4 府県が 5 位以内)
- ・市町事業としての実施がほとんど (41 都道府県中 県事業は兵庫・佐賀のみ)

#### ○市町との関係

- ・市町事業として実施し、住民への直接の普及活動は市町が実施する体制を構築
  - ・静岡県や高知県では、市町が実施する戸別訪問活動に対する補助を実施
- ※県内でも、唯一自主事業として耐震化補助事業を実施している神戸市では、外郭団体等を活用し独自に市民に対し戸別訪問やポスティング等を実施

#### <参考：平成 26 年度に神戸市が実施した普及・啓発事業>

項目	内容
広報誌等	産経新聞・毎日新聞広告、さんちか広告、広報誌 K O B E 広告、市政広報ポスター、市バス広告、山陽バス広告、山陽垂水駅壁面看板設置、ミント神戸モニター広告 (9 回)
ポスティング	全戸ポスティング (18 万戸)
戸別訪問	職員による訪問 (1,478 戸)、自治会役員による訪問 (174 戸)
イベント出展	ラジオ関西祭り、灘ふれあい夏祭り、兵庫運河祭等 7 イベントに出展
出前講座	出前トーク 7 回、セミナー 6 回、住教育 8 校

#### ○業界との関係

- ・補助実績トップの静岡県では、民間組織が実施する普及啓発事業への補助をはじめ、様々な取組みを推進
- ・近年実績を伸ばしている高知県では、名刺様式や「のぼり」の配布、事業者の登録・講習制度など、事業者の信用を高める取組を実施
- ・多くは事業者と連携し、住宅耐震化に係る事業推進協議会の設置や、耐震化に係るポータルサイトを活用した情報提供に取り組んでいる

#### <関連 木耐協へのヒアリング>

耐震改修工事費補助のあり方等について、民間事業者からの視点を得るため、これまでに約 16 万棟の住宅の耐震診断を実施している民間組織「日本木造住宅耐震補強事業者協同組合」へのヒアリングも実施、公共団体の補助事業について以下の意見を得た。

- ・診断をして見積りを提示しても、客は工事費の相場がわからないことから成約に至らないケースが多いので、公共団体による実績データの公開があればよい判断材料になる。
- ・訪問営業となることが多いことから、不信感を避けるため、公的な主体が作成した営業ツール (行政の問い合わせ先を明記した名刺など) があれば信用が得られる。
- ・耐震化すべき住宅はまだ多い。静岡県や高知県の例を見ても、公共団体の制度により件数はまだまだのびると考えている。

(参考2) アンケート調査の概要

住宅の耐震化率向上に関する課題を抽出するため、過去に県の補助を受けた方等を対象にアンケートを実施し、課題を抽出する。(6月～7月実施)

対象	対象詳細	調査数	質問内容
補助事業 申請者	過去5年間に工事改修の補助を受けた方	1,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の満足度(補助内容・手続)</li> <li>・制度利用のきっかけ</li> <li>・工事改修に踏み切った理由</li> <li>・事業への要望</li> </ul>
	過去5年間に計画策定の補助を受けて工事改修の補助を受けなかった方	600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の満足度(補助内容・手続)</li> <li>・制度利用のきっかけ</li> <li>・計画策定後の工事の有無</li> <li>・工事改修補助を受けなかった理由</li> <li>・事業への要望</li> </ul>
	簡易耐震パックの補助を受けた方	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の満足度(補助内容・手続)</li> <li>・制度利用のきっかけ</li> <li>・簡易パック活用の理由</li> <li>・事業への要望</li> </ul>
補助事業 事業者	計画策定補助を受けて工事改修補助を受けなかった案件の事業者	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の満足度(補助内容・手続)</li> <li>・工事改修に至らなかった理由</li> <li>・事業への要望</li> </ul>
簡易耐震 診断員	実績のある診断員	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の満足度</li> <li>・簡易耐震診断後のフォローアップ</li> <li>・事業への要望</li> </ul>